**吉野町高等学校等通学費補助金交付要綱**

（趣　旨）

第1条　この要綱は、吉野町に在住し高等学校等に通学する生徒に対し、予算の範囲内において通学費用の一部を補助することにより、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定　義)

第2条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　高等学校等　学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程。

 (2)　定期券又はIC定期券　公共交通機関が発行する1箇月、3箇月又は6箇月の鉄道及び路線バスの通学用定期乗車券で、生徒の住居及び生徒が通学する高等学校等に最も近いJRおよび私鉄駅又は路線バス停留所までの区間において利用した場合のものをいう。但し、スクールバスを利用する場合に限り、その利用に最も合理的な駅又は停留所とする。

（補助対象者）

第3条　通学費の補助対象者は、吉野町内に在住し高等学校等に通学する生徒とする。ただし、この要綱以外の法令等による通学費の補助を受けている者については、補助対象としない。

（補助対象期間）

第4条　補助対象とする期間は、高等学校等に在籍する期間とする。

（補助対象経費等）

第5条　補助要領については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　公共交通機関　　定期乗車券購入額の2分の1。

　(2)　スクールバス　　利用負担金の2分の1。

　(3)　複数の通学方法を利用の場合、すべてを対象とする。

　(4)　補助金額は月額10,000円を上限とする。

　(5)　補助金額は100円未満を切り捨てとする。

　(6)　補助対象期間において、定期乗車券購入の有効期間の種類は問わない。

（補助金の交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、高等学校等生徒通学費補助申請書兼補助金請求書に次に掲げる必要書類を添えて申請しなければならない。

　(1)　学生証又は在学証明書の写し＜年度初回申請時のみ＞

　(2)　定期券又はIC定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書

　(3)　金融機関の通帳の写し＜初回申請時のみ＞

2　申請時期は4月分から9月分までを10月に、10月分から3月分を3月とし、１年パスの場合は3月に申請するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付）

第7条　交付申請の内容を審査し、適正と認めるときは原則として申請書の提出があった月の翌月末までに、補助金を交付する。

（補助の取消し等）

第8条　町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為により補助を受けていることが判明した場合には、補助を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度町長が定める。

附則

この要綱は、平成29年7月１日から施行する。

(施行日前にかかる平成29年度通学費補助に関する経過措置)

1.　施行日前である平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間における通学定期購入費用（スクールバス利用負担金含）については、通学費補助対象経費と認め、交付申請できるものとする。交付申請の内容を審査するにあたり、次に定めるところによる。但し、第4条に規定する高等学校等に在籍する期間は平成29年度に限る。

(1)　第6条第1項第2号に規定する定期券又はIC定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書を紛失等で提出できない場合は、同条第1項第1号に規定する書類及び学生証等に記載されている通学定期乗車券発行控等の写し、7月以降の定期券又は利用負担金の領収書の写しを必要書類として提出を求め、交付申請の内容を審査するものとする。